|  |
| --- |
| **令　和　５　年　度**  **「 緑と水の森林ファンド」**  **公 募 事 業 募 集 要 領** |

**公益社団法人　国土緑化推進機構**

**〒102-0093東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館（B棟5F）**

**TEL 03-3262-8457　FAX 03-3264-3974**

令和５年度「緑と水の森林ファンド」公募事業募集要領

はじめに

社会環境の変化に伴い、国民の森林・みどりに対する関心はますます高まっており、具体的な「国民参加の森林づくり運動」を一層推進することが課題となっています。

平成27年9月の国連サミットで採択された17の国際目標（SDGS：持続可能な開発目標）、人生100年時代におけるライフステージに応じた健康・教育・観光等への森林空間利用の促進を念頭に、森林の重要性に対する理解の推進を図るとともに、森のようちえんなど新たな森林の利用や森林環境教育の推進を具体的に図っていくことが重要となっています。さらに、東日本大震災では海岸林が多大な被害を受け森林復興への支援が引き続き求められています。

このような中、公益社団法人国土緑化推進機構では、「緑と水の森林ファンド」の基本課題である森林資源の整備及びこれらを通じた水資源のかん養や森林の利用等に関する総合的な調査研究、普及啓発、基盤整備等の推進を図るため、幅広い民間団体の参加による国民運動として展開することを目的に、「緑と水の森林ファンド」公募事業を実施します。

以下に定める事項に基づき申請して下さい。

〔重点項目の設定〕

「緑と水の森林ファンド」公募事業による助成は、以下の重点項目に沿った４分野（普及啓発、調査研究、活動基盤の整備、国際交流）の事業に対し、重点的に助成を行うこととします。

≪重点項目≫

１ 人生100年時代におけるライフステージに応じた健康・教育・観光等への森林利用の促進

２　「緑や水」「森林と木材の利用」「震災復興支援」など森林に関する総合的・効果的な普及啓発

３　地域材の利用推進等山村資源の有効活用等による山村地域の活性化

４　森づくり活動における安全確保、リーダーの養成、ネットワーク形成支援等による森林ボランティア活動支援

５　学校林活動など森林ESD（森林環境教育）の促進や緑の少年団活動支援、中高等教育との連携等による次世代の育成

６　森林の公益的機能、持続的な森林づくりの循環等に関する研究

［１］助成対象者

(1)民間の非営利団体（次の①又は②のいずれかに該当する団体や地域の自主的な活動

組織）

①「特定非営利活動促進法」（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人

②以下の要件を満たす団体等

ア　規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。規

約等には、名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について

規定されていること。

イ　営利を目的としないこと。

　　(2)非営利の法人

　　(3)個人（調査研究に限る。）

［２］助成対象事業

１　普及啓発

(1) 人生100年時代におけるライフステージに応じた健康・教育・観光等への森林利用の促進を図るための普及啓発活動

(2) 「緑や水」「森林と木材の利用」など森林の総合的利用の促進

(3) 青少年を対象とする森林ESDの推進（森のようちえんを含む）など森林環境教育の促進

(4) 地域材の利用・木材需要の拡大等の山村地域の活性化・地域づくり運動の推進

２　調査研究

(1) 森林の保全・公益的機能の増進等に関する調査研究

(2) 青少年を対象とする森林ESDの推進（森のようちえんを含む）など森林環境教育に関する調査研究

(3) 学校林や学校周辺森林の教育的活用のための調査研究

(4) 山村資源の有効活用・地場産業の振興等山村地域活性化に関する調査研究

３　活動基盤の整備

　　 (1) 森林ESDの推進（森のようちえんを含む）や緑の少年団活動など森林ボランティアリーダーの養成・ネットワーク構築等の活動支援

(2) 森林づくり活動を通じた農山村と都市住民等との交流促進

(3) 青少年の教育、中高等教育との連携の場としての森林の活用促進

(4) 地域のシンボル的森林の利用促進

　　４　国際交流

　　　(1) 国内で開催される森林に関する国際会議への支援

　　　(2) 森林・林業に関する海外との情報交換

ただし、上記［１］、［２］に該当するものであっても次の各号に該当する場合は、助成の対象となりません。

①　専ら特定の事業者の利益のために行われるもの

　　　　②　他の団体等への資金の助成等を内容とするもの

　　　　③　事業が申請者の負担において行うべきものと認められるもの

④　事業内容が一般に広く波及効果があると認められないもの

⑤　事業が自主的・組織的な活動と認められず、適切に完遂できると認められないもの

［３］事業期間

**令和５年７月１日から令和６年６月３０日まで**

［４］助成対象経費

（１）助成の対象となる経費は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　目 | 区　　　分 | 摘　　　　　　　　要 |
| 講師・指導者・学識経験者への謝金等 | 謝　金　等 | 外部からの招請者に限る。  （旅費：実費、宿泊費：ビジネスホテル程度。） |
| 調　査　研　究　費 | 労賃等 | 外部の技術者等（旅費実費・宿泊費ビジネス） |
| 会　場　費 | 借上料 | 設営費を含む。 |
| 事　務　費 | 用品費 |  |
| 印刷費 | 報告書・パンフ・チラシの作成 |
| 通信費 |  |
| その他 |  |
| 資材費 | 器具・用具代 | 購入（事業実施に必要な簡易なもの）、借上げ |
| 森林づくり活動等のボランティア活動 | 受入れ施設費 | 公共施設等を宿舎として一括借上げる場合の宿泊費 |
| 交通費 | 事業場所最寄り（公共交通の最終地点）の集合・解散場所から事業場所までの交通実費（チャ－タ－料等） |
| 保険料 | ボランティア等傷害保険料 |

（２）助成の対象とならないもの

①食糧等飲食費。

②汎用性があり資産の形成につながる資材の購入。

　　　　③森林ボランティア活動の　ア　労賃

イ　ホテル、旅館、厚生施設等の宿泊費

ウ　居住地から事業場所最寄り（公共交通の最終地点）の集合・解散場所までの交通費

［５］助成金の限度

団体**１００**万円、個人**７０**万円

［６］応募方法（助成申請書の提出）

　　　申請者は、［様式１］「緑と水の森林ファンド」公募事業助成申請書を（公社）国土緑化推進機構へ**メール**または**郵送**して下さい（印略等の表記があれば印なしでも可）。

［送付先］（郵送）公益社団法人　国土緑化推進機構　基金業務部あて

〒102-0093東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館（Ｂ棟5Ｆ）

　　　　　　　　TEL 03-3262-8457　FAX 03-3264-3974

　（メール）forest@green.or.jp

（メールの件名は、「【公募申請】団体名」としてください。）

　（HP）https://www.green.or.jp

［７］募集期間

**令和５年２月１日から令和５年３月１５日まで（郵送の場合は同日消印有効）**とします。

［８］助成申請書に対する採択・不採択の決定及び通知

　　　助成申請書に対する採択・不採択については、森林ファンド業務検討会及び森林ファンド運営審議会の審議並びに当機構の理事会を経て決定します。

　　　また、助成金額は、その適正な交付を行うため、当機構理事長が当該助成申請書を審査して決定し、７月上旬申請者に［様式２］により通知します。

［９］実績報告書等の提出

事業採択を受けた申請者は、事業の開始前に「別紙１」のスケジュール表を提出して下さい。

また、事業完了後２ヶ月以内に［様式３］の「緑と水の森林ファンド」公募事業実績報告書と「別紙２」の報告要旨を当機構に提出して下さい。

なお、[別紙２]の報告要旨は、報告集として取りまとめ公表しますので、電子データでの提出もお願いします。

［１０］領収書の添付

　　　実績報告書の提出に当たっては、同報告書の２決算報告(2)の支出欄の森林ファンド助成金支出内訳の決算額に対する領収書（明細書を含む。）を添付して下さい。

［１１］助成金の交付

(1) 助成金の交付は、事業実績報告書を助成申請書の事業計画等に即して審査を行い、適当と認めた経費を確定し、その旨を通知した後、指定の口座に送金します。

(2) 事業着手後に助成金の一部が必要な場合は、助成交付決定額の１／２以内の額を［様式４］により、概算請求をすることができます。

［１２］事業計画に当たっての注意事項

　　　事業の計画に当たっては、新型コロナウイルスに関する基本的なガイドライン（国土緑化推進機構）等を参考に予防対策等を十分に考慮して下さい。

［１３］問い合わせ

公益社団法人　国土緑化推進機構　基金業務部

〒102-0093東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館（Ｂ棟5Ｆ）

TEL 03-3262-8457　FAX 03-3264-3974

Mail　forest@green.or.jp

（メールの件名は、「【公募問い合わせ】団体名」としてください。）